

令和6年度

蓮田市立学童保育所入所申込みの手引き

◆令和6年4月入所の申込み◆

受付期間	受付場所
【1次募集】 受付期間 令和5年11月1日（水）～11月22日（水）の平日及び18日（土） 受付時間 午前9時～午後4時30分 ※18日（土）のみ午前9時～午後3時。 ※弟妹が育児休業明け保育園利用予約を申し込み、令和6年5月以降に入所を希望する場合は、8ページの注意事項を確認の上、上記期間にお申し込みください。 ※ <u>通年利用を希望するかたのみ受け付けます。</u> 長期休業期間のみの申込みは、上記期間には受け付けませんのでご注意ください。	保育課 (市役所1階)
【2次募集】 受付期間 令和6年2月5日（月）～2月9日（金） 受付時間 午前9時～午後4時30分 ※1次募集で申し込んだかたの利用調整・入所決定後、定員に空きがあった場合に2次募集で申し込んだかたの利用調整を行います。	

※1次募集及び2次募集の利用調整・入所決定後、定員に空きがあった場合には、令和6年3月11日（月）までに入所申込みのあった児童について、令和6年4月入所の利用調整を行います。

◆年度途中（令和6年5月以降）の入所申込み◆

入所希望月の前々月の20日から前月10日まで随時受付

（土・日曜日、祝日を除く。開始日及び締切日が休日の場合は、翌開庁日）

（例）令和6年5月利用希望・・・令和6年3月21日（木）～4月10日（水）

令和6年6月利用希望・・・令和6年4月22日（月）～5月10日（金）

◆長期休業期間のみの入所申込み（1次募集では受け付けません）◆

長期休業の開始月の前々月の20日から前月10日まで随時受付

（例）夏休み期間（7月・8月）の利用希望

・・・令和6年5月20日（月）～6月10日（月）

【申込み・問合せ】

〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市教育委員会 生涯学習部 保育課

TEL048-768-3111（代表）



蓮田市マスコットキャラクター
はずびい

◆申込時の必要書類チェックリスト◆

①申込時の必要書類	チェック
学童保育所入所申込書	

②保育を必要とする理由を証明する書類 ※証明書・診断書などは、発行から3か月以内のものが有効です。		チェック	
		父	母
就労	企業等に就労	就労証明書（所定様式）（月64時間以上の就労がわかるもの）	
	自営業主	就労証明書（所定様式）（月64時間以上の就労がわかるもの）及び受注表、請負契約書、営業許可書、開業届、最新分の所得税確定申告書（いずれかのコピー）	
	自営業協力者	就労証明書（所定様式）（月64時間以上の就労がわかるもの）及び最新分の所得税確定申告書、源泉徴収票、給与明細書（いずれかのコピー）	
	内職	就労証明書（所定様式）（月64時間以上の就労がわかるもの）	
求職活動	就労確約書（所定様式）		
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日が確認できるページ）		
疾病	医師の診断書（「保育ができない」こと、疾病名、期間が記載されたもの）		
障害	障害者手帳の写し		
介護・看護	介護・看護状況申立書（所定様式）、病人の診断書又は介護を受けているかたの障害者手帳等のコピー		
就学	就学状況証明書（所定様式）（月64時間以上の就労がわかるもの）		
不存在	戸籍全部事項証明書（原本）又は児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書、ひとり親家庭等医療費受給資格証（いずれかのコピー）		

③該当する場合のみ必要な書類 ※証明書・診断書などは、発行から3か月以内のものが有効です。		チェック	
		父	母
65歳未満の祖父母と同居	保育を必要とする理由を証明する書類（就労証明書等）		
申込児童又は保護者が障害者手帳などを所持	障害者手帳などの写し		
ひとり親世帯	戸籍全部事項証明書（原本）又は児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書、ひとり親家庭等医療費受給資格証（いずれかのコピー）		
離婚調停（裁判）中	離婚調停（裁判）を証明する書類		
保護者が蓮田市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として週25時間以上就労(予定含む。)	保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書（所定様式）、保育士証の写し		
生計中心者の失業	倒産・解雇されたことが確認できる書類		
生活保護世帯	生活保護受給証明書（所定様式）		
学童保育料の減免を申請する	学童保育所保育料減免申請書（所定様式）		

学童保育所について

■学童保育所とは

学童保育所は、保護者が就労などにより放課後等において保育が必要な市内の小学校に就学する児童を対象に、生活の場を確保し、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

蓮田市立学童保育所では、多様なサービスの提供のため、指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用した運営を行っています。

■保育時間

保護者の就労時間等により、必要最低限の範囲内で利用が可能です。授業がない土曜日は、合同保育を実施しています。

平日	放課後～午後7時
土曜日	午前7時30分～午後6時30分
学校の休業日等	午前7時30分～午後7時

■閉所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、
その他市長が特に必要と認めた日（感染症の流行や自然災害等により臨時に学級閉鎖となった場合など）

■学童保育料・おやつ代

学童保育料（市に納入）

月額 7,000円 ※学童保育料の減免制度があります（4ページ参照）。
※登所日数による日割り計算等はいりません。

学童保育料の納入には、口座振替をご利用ください。入所決定後に、口座振替の手続きが必要です。口座振替を利用していた過年度在籍児童は、口座情報を引き継ぎますので手続きは不要ですが、その兄弟姉妹が新たに入所する場合は手続きが必要です。

手続き方法 口座振替を希望する月の10日までに、「口座振替依頼書」を保育課へ
持ち物 キャッシュカード（暗証番号の入力要）、本人確認書類（運転免許証等）

口座振替日 毎月月末（12月のみ25日、金融機関休業日の場合は翌営業日）
※口座振替の手続きが済んでいない場合や残高不足等で口座振替ができなかった場合は、送付する納付書で納期限までにお支払いください。

おやつ代（指定管理者に納入）

月額 2,000円

納入は、原則口座振替のみとなります。入所決定後に別途ご案内します。

学童保育料の減免制度

就学援助制度で要保護・準要保護世帯と認定された世帯を対象に、学童保育料を減免します。減免を受けるためには年度ごとに申請が必要です。就学援助制度と学童保育料の減免制度は異なる手続きのため、忘れずにそれぞれの申請を行ってください。

申請方法 入所予定月の前月末日までに「学童保育所保育料減免申請書」を保育課へ
 ※減免は、その年度に限り就学援助の認定月に遡り適用します。
 ※就学援助の認定日が月途中の場合、翌月からの適用になります。

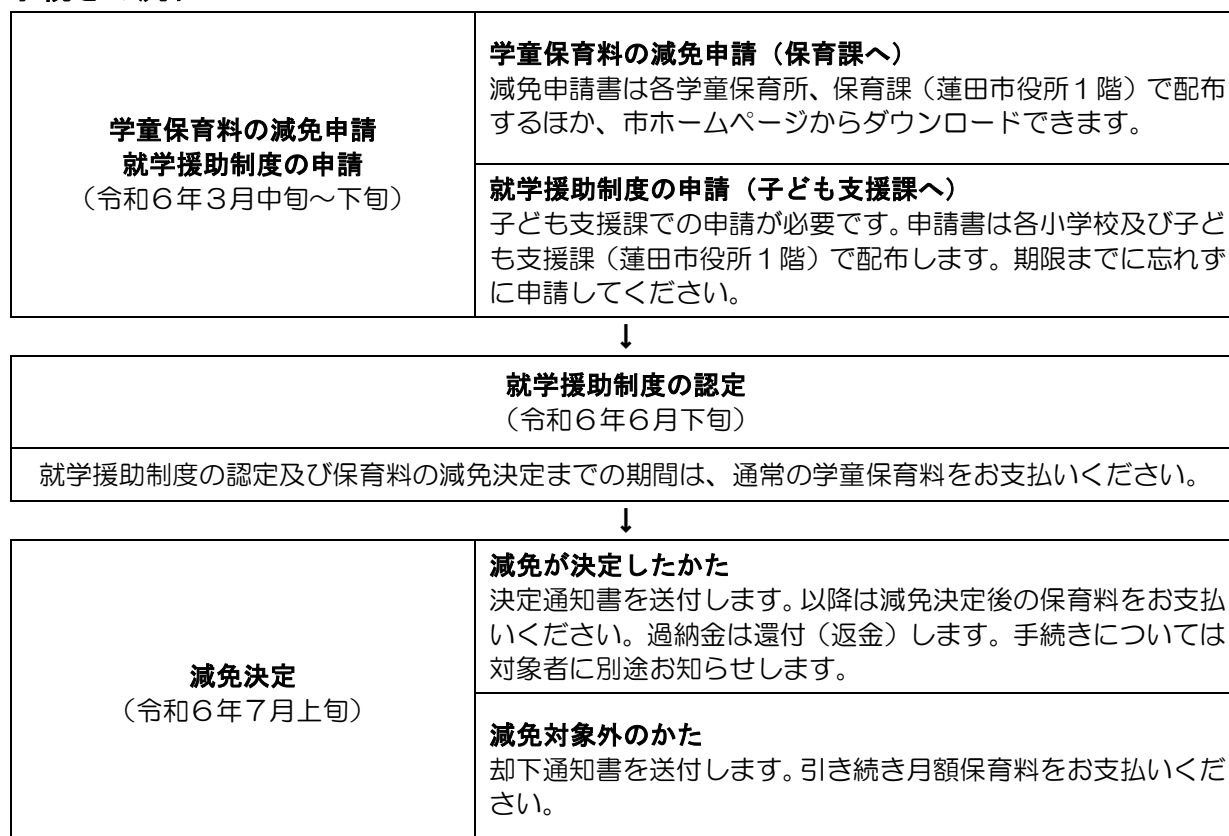
減免決定後の保育料

世帯の区分	月額保育料
要保護世帯	0円
準要保護世帯（うち、ひとり親世帯）	0円
準要保護世帯	2,000円

※おやつ代の減免制度はありません。

注意事項 就学援助制度の認定が決定（例年6月下旬）し、学童保育料の減免が決定するまでの期間（例年4月～6月分）は、通常の月額学童保育料7,000円を納めていただきます。減免決定後に過納分を還付（返金）します。

手続きの流れ



保育料等の滞納について

正当な理由なく学童保育料の滞納が続いた場合には、退所となることがあります。また、申込時に保育料等（保育園保育料・公立保育所延長保育料・公立保育所副食費・学童保育料・学童おやつ代）に滞納がある場合は、未納分の保育料を納入するか、保育課へ「生活状況申立書兼調査書」と「納付誓約書」の提出がないと、申込みを受け付けることができませんのであらかじめご了承ください。

その他

万一のけがや事故への備えとして、スポーツ安全保険に年間掛金800円（変更の可能性あり）で加入することができます。詳細は、指定管理者へお問い合わせください。

■入所要件（保育を必要とする理由）

学童保育所への入所を希望する場合は、次のいずれかに該当する必要があります。

就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労（月64時間以上の就労） ※無収入のボランティア活動、手伝い等は就労とは認められません。 ※育児休業中は学童保育所を利用することができません。復職する月から入所を希望することができます。
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない。 ※保育実施期間は、出産又は出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産又は出産予定日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで。
保護者の疾病・障がい	病気、けが、心身に障がいを有している。
親族の介護・看護	親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している。（月64時間以上の介護・看護）
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
求職活動	求職活動（起業予定を含む）を継続的に行っている。 ※保育実施期間は、利用開始した日から3か月。3か月以内に学童保育所を利用できる基準を満たさない場合は、退所となります。
就学	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。（月64時間以上の就学）
虐待やDVのおそれがあること	家庭内において児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められる。配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められる。

■学童保育所一覧

学校名	学童保育所名		電話番号	所在地・目印	定員
蓮田中央 小学校	中央学童保育所	第1・第2	769-4444	関山3-6-10 蓮田中央小学校北側	60人
		第3・第4	764-5877		60人
		第5	090-8028-7708	関山3-6-1 蓮田中央小学校内	30人
黒浜西 小学校	黒浜西学童保育所	第1	765-5250	西新宿3-84 黒浜西小学校南側	36人
		第2	769-0511	西新宿3-84 黒浜西小学校内	30人
蓮田南 小学校	蓮田南学童保育所 (1~3年生のみ)		768-6141	蓮田2-182 児童センター2階	30人
	蓮田ねがやど 学童保育所	第1・第2	765-0955	蓮田4-77 蓮田ねがやど保育園東側	60人
		第3・第4	764-3000		60人
黒浜南 小学校	黒浜南学童保育所	第1	764-2308	黒浜722 黒浜南小学校内	30人
		第2	768-7711		30人
平野 小学校	平野学童保育所		766-0521	井沼935-1 平野小学校北側	30人
蓮田北 小学校	蓮田北学童保育所		766-1121	関戸3232-6 蓮田北小学校西側	30人
黒浜 小学校	黒浜学童保育所	第1・第2	765-1666	黒浜3069 黒浜小学校内	60人
黒浜北 小学校	黒浜北学童保育所	第1・第2	765-8880	南新宿800 黒浜北小学校内	55人

■土曜日保育実施施設

土曜日保育実施施設	利用対象者
中央学童保育所☆	中央学童保育所第1・第2、中央学童保育所第3・第4、 中央学童保育所第5、蓮田北学童保育所利用者
黒浜西学童保育所第1	黒浜西学童保育所第1・第2、黒浜北学童保育所第1・第2、 平野学童保育所利用者
黒浜学童保育所☆	黒浜学童保育所第1・第2、黒浜南学童保育所第1・第2利用者
蓮田ねがやど学童保育所第1・第2	蓮田南学童保育所、蓮田ねがやど学童保育所第1・第2、 蓮田ねがやど学童保育所第3・第4利用者

※☆印がある施設では、隔月等で施設を変更して合同保育を行っています。

※入所者の利用状況に応じて、実施施設や利用対象者が変更となる場合があります。

入所申込みについて

■入所手続き（1次募集）

日時 令和5年11月1日（水）～11月22日（水）の平日及び18日（土）
午前9時～午後4時30分

※18日（土）のみ午前9時～午後3時。

場所 保育課窓口（蓮田市役所1階）

提出書類 ①学童保育所入所申込書
②保育を必要とする理由を証明する書類
③該当する場合のみ必要な書類

■入所について

- ・入所の決定は抽選ではありません。学童保育所利用調整基準表（13ページ参照）に基づき、優先度合を指数化し、利用調整を行った上で決定します。
- ・定員を超える申込みがあった場合、入所できないことがあります。
- ・入所ができなかった場合には令和7年3月までは待機児童として登録され、施設に空きができしだい、合計指数が大きい順に入所となります。
- ・第1第2、第3第4など保育室が複数ある学童保育所については、児童数等が偏らないように市で入所者を調整するため、入所を希望する保育室は選べません。
- ・障がいのある児童については、安心して過ごせるよう指導員を加配する場合がありますので、必ず申込時に障害者手帳などの写しの提出をお願いします。

■年度途中の入所について

年度途中の入所を希望する場合は、入所希望月の前々月の20日から前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、保育課（蓮田市役所1階）へお申し込みください。

利用希望月	受付開始日	受付終了日
令和6年 4月※	令和6年 2月20日（火）	令和6年 3月11日（月）
令和6年 5月	令和6年 3月21日（木）	令和6年 4月10日（水）
令和6年 6月	令和6年 4月22日（月）	令和6年 5月10日（金）
令和6年 7月	令和6年 5月20日（月）	令和6年 6月10日（月）
令和6年 8月	令和6年 6月20日（木）	令和6年 7月10日（水）
令和6年 9月	令和6年 7月22日（月）	令和6年 8月13日（火）
令和6年10月	令和6年 8月20日（火）	令和6年 9月10日（火）
令和6年11月	令和6年 9月20日（金）	令和6年10月10日（木）
令和6年12月	令和6年10月21日（月）	令和6年11月11日（月）
令和7年 1月	令和6年11月20日（水）	令和6年12月10日（火）
令和7年 2月	令和6年12月20日（金）	令和7年 1月10日（金）
令和7年 3月	令和7年 1月20日（月）	令和7年 2月10日（月）

※1次募集及び2次募集の利用調整・入所決定後、定員に空きがある場合に限り、利用調整を行います。

■長期休業期間の入所について

長期休業期間のみの入所申込み

長期休業期間の開始月の前々月の20日から前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、保育課（蓮田市役所1階）へお申し込みください。年度が異なる春休み期間（令和5年度3月・令和6年度4月）の入所を希望する場合、年度ごとに申込みが必要です。

（例） 夏休み期間（7月・8月）の利用を希望する場合
・・・令和6年5月20日（月）～6月10日（月）

夏休み期間の一時退所について

夏休み期間（8月）のみ、家庭での保育が可能な場合に学童保育所を一時退所し、9月1日から再入所することが可能です。令和6年7月10日（水）までに保育課へ変更届を提出してください。

■保育所等と学童保育所を同時に申し込む場合の注意事項

保護者が育児休業中は、学童保育所を利用することができません。学童保育所は復職する月から利用することができます。

復職する月によって保育所等と学童保育所の入所希望月が異なりますので、育児休業中に保育所等と学童保育所を同時に申し込むかたの入所希望月は次のとおりとしてください。

育児休業を取得中で、保育所等の4月入所を申し込むかた（1次募集及び2次募集）

（例1）保育所等の4月入所を希望し、5月中に復職する場合

→学童保育所の入所希望月は5月

（例2）保育所等の4月入所を希望し、4月中に復職する場合

→学童保育所の入所希望月は4月

育児休業明け保育園利用予約事業を利用し、保育所等の入所を申し込むかた（1次募集のみ）

（例1）保育所等の7月入所を希望し、7月中に復職する場合

→学童保育所の入所希望月は7月

（例2）保育所等の7月入所を希望し、8月中に復職する場合

→学童保育所の入所希望月は8月

年度途中の入所を申し込むかた（1次募集及び2次募集以外）

（例）保育所等の5月入所を希望し、6月中に復職する場合

→学童保育所は6月入所申込み

※復職する月の前の月に学童保育所の入所申込みをした場合、その月から学童保育所を利用することはできません。復職する月からあらためて利用調整を行います。

※年度途中の申込受付期間は7ページをご確認ください。

■学童保育所の入所申込みに必要な書類

①学童保育所入所申込書

②保育を必要とする理由を証明する書類

(2人以上同時に申し込む場合は、原本1部以外はコピー添付による提出可)

保護者の状況		提出書類 ※証明書・診断書などは、発行から3か月以内のものが有効です。
就労 (内定を含む。)	企業等に就労	就労証明書※ ₁ (月64時間以上の就労がわかるもの)
	自営業主	就労証明書※ ₁ (月64時間以上の就労がわかるもの) 及び受注表、請負契約書、営業許可書、開業届、最新分の所得税確定申告書 (いずれかのコピー)
	自営業協力者	就労証明書※ ₁ (月64時間以上の就労がわかるもの) 及び最新分の所得税確定申告書、源泉徴収票、給与明細書 (いずれかのコピー)
	内職	就労証明書※ ₁ (月64時間以上の就労がわかるもの)
妊娠・出産		母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページ)
疾病・障がい		医師の診断書(「保育ができない」ことの記載が必要)、障害者手帳・療育手帳の写し
同居親族などの介護・看護		介護・看護状況申立書※ ₁ 、 介護、看護を必要とする人の診断書・障害者手帳の写し
災害復旧		罹災証明書
求職活動		就労確約書※ ₁ ※ ₂
就学(就学予定を含む。)		就学状況証明書※ ₁
虐待・DV		保育の必要性がわかる第三者機関の証明

※₁市が定めた様式をご提出ください。

※₂「求職活動」のかたが就労を開始したときは、就労証明書等を追加提出してください。

③該当する場合のみ必要な書類

(2人以上同時に申し込む場合は、原本1部以外はコピー添付による提出可)

65歳未満の祖父母と同居

保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明書等)

※「②保育を必要とする理由を証明する書類」に準じる。発行から3か月以内のものが有効。

□保護者が障害者手帳などを所持

同居親族が「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付、「障害基礎年金」の受給を受けていることを証明する書類（各種手帳や受給者証の写し等）

□ひとり親等

- ・離婚、死別などによるひとり親

ひとり親であることを証明する書類（児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当認定通知書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し、戸籍全部事項証明書（原本）など）

- ・離婚調停（裁判）中で、ひとり親での扱いを希望
離婚調停（裁判）中であることを証明する書類

□保護者が蓮田市内の認可保育所等で保育士（保育教諭）として週25時間以上就労（予定を含む。）

保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書（市指定様式）、保育士証の写し
※蓮田市内認可保育所、認定こども園（保育部分に限る。）、地域型保育施設にて保育士（保育教諭）として就労している（予定を含む。）場合、利用調整において加点を行います。未提出の場合、実際に就労していても加点を行うことができません。

□生計中心者の失業

倒産・解雇されたことが確認できる書類

※勤めていた会社等が倒産した場合や、会社等から解雇された場合等、生計中心者が自己都合によらない失業をした場合、利用調整において加点を行います。未提出の場合、実際に失業していても加点を行うことができません。

□生活保護世帯 生活保護受給証明書

□学童保育料の減免を申請する 学童保育所保育料減免申請書（4ページ参照）

■令和6年4月入所までの流れ（1次募集）

<p>申込書の配布</p>	<p>市役所保育課、ブレックス・キッズ（蓮田駅西口行政センター内）、各学童保育所で申込書及び関係書類を配布します。 申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。</p>
↓	
<p>申込書の提出</p> <p>令和5年11月1日（水） ～ 11月22日（水）</p>	<p>受付場所 市役所保育課</p> <p>申込書と添付書類を期限内に提出してください。弟妹が育児休業明け保育園利用予約を申し込み、令和6年5月以降に入所を希望する場合も、左記期間にお申し込みください。</p>
↓	
<p>入所選考</p>	<p>提出書類をもとに審査します。必要に応じて、入所決定前に面接を実施する場合があります。</p>
↓	
<p>利用調整結果の通知 （令和6年1月下旬）</p>	<p>申込者宛てに、郵送で令和6年4月からの学童保育所への入所可否を通知します。</p>
↓	
<p>入所説明会</p>	<p>入所が決定したかたを対象に、入所予定の各学童保育所で保護者説明会を行います。新規入所者は面接があります。</p>
↓	
<p>登所開始 （令和6年4月1日～）</p>	<p>事前に、登所開始日を各学童保育所に連絡してください。</p>

■各種届出

- ・ 申込み内容の変更には変更届の提出が必要です。
- ・ 申込みを取り下げる場合は、すみやかに保育課へ入所申込取下届を提出してください。
- ・ 入所決定後に入所を辞退する場合は、入所予定月の前月末日までに保育課へ入所取消届を提出してください。
- ・ 退所する場合は、退所希望月の末日までに在籍学童保育所へ退所届を提出してください。

申込み内容等に変更が生じた場合の届出一覧

内容	提出書類	提出期限・提出先
申込みを取り下げる場合	入所申込取下届	すみやかに保育課へ
入所決定後に入所を辞退する場合	入所取消届	入所予定月の前月末日までに保育課へ
退所する場合	退所届	退所希望月の末日までに、 在籍学童保育所へ （例）5月から利用しない場合は、 4月末まで
勤務先や就労状況の変更	変更届出書、就労証明書等	すみやかに保育課へ
保育を必要とする理由の変更	変更届出書、保育を必要とする理由を証明する書類	すみやかに保育課へ
その他申込時の内容の変更 （住所や家庭状況などの変更）	変更届出書	すみやかに保育課へ

■申込み後及び入所決定後の注意事項

- ・申込み時に必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。必ず必要書類を一式揃えた上で申込みをしてください。郵送での受付は行っていません。
- ・就労状況の確認のため、勤務先に問い合わせることがあります。
- ・申込書類に虚偽の記載や証明書の内容が著しく事実と異なっていることが認められた場合は、入所決定を取消すことや退所していただくことがあります。
- ・入所申込みの受付後に、提出書類の内容の確認や、新たな書類の提出をお願いすることがあります。

学童保育所の利用について

.....

■利用にあたっての注意事項

- ・学校から直接学童保育所に来てください（荷物を家に置きに帰ることのないように）。
- ・おもちゃ、菓子類、金銭、危険物等を持ち込ませないでください。
- ・塾、通院、夏休みのプール等の保育時間中の外出は、時間帯等によって可能です。その場合は、あらかじめ指導員に確約書を提出する必要があります。
- ・お休みの場合は必ず学童保育所に連絡し、無断欠席はしないでください。
- ・持ち物（衣服の予備、タオル等）すべてに記名をしてください。
- ・給食がない日には、昼食と飲み物等を準備できないため、必ず持たせてください。

■帰宅について

- ・1年生については、必ず家族のかたがお迎えに来てください。
- ・2年生以上についても、家族のかたによるお迎えが原則ですが、指導員に相談の上確約書を提出した場合、保護者の責任のもと、ひとりで帰宅が可能です。
- ・児童の安全のため、通学路の安全確認をご家庭で行ってください。

■その他

- ・児童に基礎疾患やアレルギー等がある場合は、児童の安全のため必ず家庭状況票に記入してください。
- ・保育時間中に起きた体調の変化や事故などにより、緊急を要する場合は、家庭状況票に記載の緊急連絡先や勤務先に電話をします。
- ・体調不良については、必ず在籍学童保育所に電話で連絡してください。
- ・児童が感染症等を患った場合等の学童保育所への登所は、原則学校の登校基準に準じます。集団感染防止のため、無理な登所は極力避けてください。
- ・次の場合等は、保育をお断りすることがあります。
 - ◇インフルエンザや感染症等により、学級（学年・学校）閉鎖で登校しないとき。
 - ◇台風などにより、学校が臨時休校になったとき。
 - ◇開所時間以前に大規模災害等が発生したとき。

学童保育所利用調整基準表

1. 実施基準

番号	類型	保護者の状況		実施指数	
		細目		父	母
1	就 労	就 労 ・ 自 営	週 3 5 時間以上の就労を常態	10	10
			週 3 0 時間以上の就労を常態	9	9
			週 2 5 時間以上の就労を常態	8	8
			週 2 0 時間以上の就労を常態	7	7
			週 1 6 時間以上の就労を常態	6	6
		内 職	週 3 5 時間以上の就労を常態	7	7
			週 2 5 時間以上の就労を常態	6	6
			週 1 6 時間以上の就労を常態	5	5
		2	妊娠・出産	出産予定日の前後 8 週間	
3	疾病・障がい	疾 病	入院若しくは入院に相当する治療又は安静を要する自宅療養で、常に病臥	10	10
			精神疾患	10	10
			自宅療養で週 3 日以上通院を常態	8	8
			自宅療養で週 1 ～ 2 日以上通院を常態	6	6
		障がい	身体障害者手帳 1 ～ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 ㉠・A	10	10
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B ・ C	9	9
		身体障害者手帳 4 級以下	7	7	
4	同居親族等の介護・看護	同居親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護 ※就労・自営の基準に準じた指数とする。		6～10	6～10
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事		10	10
6	求職活動	就労内定・起業予定	就労が内定又は起業を予定 ※該当する就労の基準に準じた指数から 1 を減じた指数とする。	4～9	4～9
		求職中	求職中（就労先未定）	4	4
7	就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学 ※就労・自営の基準に準じた指数とする。		6～10	6～10
		就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学内定 ※就労・自営の基準に準じた指数から 1 を減じた指数とする。		5～9	5～9
8	虐待・DV	児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者		10	10
9	不存在	死亡、行方不明、拘禁、離婚（離婚調停中を含む。）等		10	10

- 備考 ①父母それぞれの指数を算出し、合算した点数を世帯の実施指数とする。
 ②保護者の就労証明書が 2 以上ある場合には、就労時間は合算し、指数を決定する。
 ③就労の時間には、休憩時間を含み、残業時間・通勤時間を含まないものとする。
 ④同居親族等の介護・看護は、三親等以内の親族を対象とする。

2. 調整基準

項目	番号	細目	調整指数
保護者の状況	1	生計中心者の失業	+6
	2	父母のいずれかが単身赴任、入院等の理由により3か月以上不在（予定を含む。）	+1
	3	育児休業明け	+1
	4	保護者が身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持	+3
	5	保護者が身体障害者手帳4級以下を所持	+1
	6	保護者が市内保育所等において、保育士又は保育教諭として週25時間以上就労（予定を含む。）	+5
世帯の状況	7	ひとり親世帯（同居の親族がいない。）又は両親不存在	+10
	8	ひとり親世帯（同居の親族がいる。）	+8
	9	生活保護世帯	+5
	10	要支援世帯（児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合）	+20
児童の状況	12	対象児童が1年生	+10
	13	対象児童が2年生	+6
	14	対象児童が3年生	+4
	15	対象児童が4年生	+1
減算項目	16	同居の祖父母（65歳未満）が無職で、入所希望児童の補完的な保育が可能	-5
	17	自己都合により、利用決定を辞退	-1

- 備考
- ①調整指数の加点・減点は、実施指数に対して行う。
 - ②調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。
 - ③番号1の失業は、倒産・解雇等によるものとし、自己都合の場合は適用しない。
 - ④番号2の単身赴任は、事業主からの職務命令によるものとし、自己都合の場合は適用しない。
 - ⑤番号4・5は、当該保護者の実施基準の類型が「障がい」以外の場合に適用する。
 - ⑥番号6の保育所等とは、保育所、認定こども園（保育部分に限る。）及び地域型保育事業をいう。
 - ⑦番号7・8・16は、住民票が世帯分離されていても、丁目地番号まで同一の場合は同居とみなす。
 - ⑧番号17は、辞退した年度の利用調整において適用する。

- 選考方法
- 学童保育所の各施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計指数の高い方から利用を決定します。
 - 合計指数が同点の場合は、別添の同一指数世帯の優先順位表に基づき優先順位を決定し、利用を決定します。

同一指数の場合の優先順位表

優先順位	細 目
第1順位	学年が低い児童
第2順位	次のいずれかの世帯に該当 ①ひとり親世帯又は両親不存在世帯 ②生活保護世帯 ③要支援世帯（児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合）
第3順位	実施基準指数が高い世帯
第4順位	同居の祖父母（65歳未満）がいない児童
第5順位	養育している小学校3年生以下の児童が多い世帯（利用希望日が属する年度時点）
第6順位	生年月日が遅い児童

MEMO



蓮田市マスコットキャラクター はすびい